

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年11月19日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機(A)制御盤室防音ガラスの復旧作業において、防音ガラスをはめ込む際ガラスが2つに割れた為当該ガラスを交換。	G III	
2	その他	高圧電源車1台の月次点検(5月)において、月次点検周期(1回/月、延長+7日)を逸脱して点検を実施したことが認められたため、対応検討。	G II	
3	その他	高圧電源車2台の月次点検(4月に1台、6月に1台)において、月次点検周期(1回/月、延長+7日)を逸脱して点検したことが認められたため、対応検討。	G II	
4	その他	業務車のタイヤ交換作業において、油圧ジャッキを両手で移動させた際に、当該油圧ジャッキアームロック機構をロックしない状態であったため、アームが倒れ左手人差し指を油圧ジャッキ可動部に挟まれたため、対応検討。(骨には異常なし)	G II	